

## 第二節 事業者等による災害予防対策

## (防災訓練等の実施等)

第十三条 事業者は、従業者の防災知識・技能の習得を図るため、従業者に対する防災訓練等の実施、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 特定事業者（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第九号に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）及び危険物取扱事業者（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物を取り扱う事業者をいう。）は、前項の措置を行うに当たっては、災害が発生した場合において人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある物の特性に特に留意するものとする。

## 【趣旨】

- 1 災害から生命・身体を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、事業者は、本条第1項において、従業者の防災知識・技能の習得を図るため、従業者に対する防災訓練や講習の実施、地域等における防災訓練や講習への参加等を行うよう努めるものとなりました。

なお、災害対策基本法では、一定の事業者に対して防災教育の実施や防災訓練義務を規定していますが（同法第47条の2、第48条）、本条例では、全ての事業者を対象としています。

- 2 災害発生時において、石油コンビナートや危険物は、その特性から、重大な被害を生じさせる原因となる可能性が高いと考えられます。この点、石油コンビナートは石油コンビナート等災害防止法に基づき、危険物は消防法に基づき、それぞれハード対策が実施されているところですが、災害を防ぐためには防災訓練等のソフト対策も重要です。

そこで、石油コンビナート特定事業者や危険物取扱事業者は、本条第2項において、防災訓練等を行うに当たっては、災害発生時に人の生命・身体に危害を及ぼすおそれのある物の特性に特に留意するものとなりました。

## 【説明】

- 1 「特定事業者」

一定量以上の石油又は高圧ガスなどを取り扱う事業所を設置している事業者をいいます（石油コンビナート等災害防止法第2条第9号）。

## 2 「危険物取扱事業者」

貯蔵や輸送中の火災、爆発、漏洩事故等により危険をもたらす物質として消防法に規定されている「危険物」（石油、アルコール、ニトロ化合物など。同法第2条第7項、別表第1）を取り扱う事業者をいいます。

**(学校等における防災教育の実施)**

第十四条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）等の設置者は、災害が発生した場合において幼児、児童又は生徒がその発達段階に応じ自らの判断で適切に行動することができ、将来における防災対策の担い手となるようにするため、防災訓練等その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

次代を担う子どもたちが、発達段階に応じ災害発生時に自ら適切な判断・行動ができる力を身につけるとともに、将来防災対策の担い手となるようにするためには、幼少期からの防災教育が重要です。

そこで、学校や保育所等の設置者は、防災訓練や講習などの防災教育を実施するよう努めるものとしました。

**【説明】****「学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者」**

学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者には、学校法人や社会福祉法人等だけでなく、国や地方公共団体も含まれます。

**（施設内待機の周知等）**

第十五条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅（被災者の生命及び身体を守るための救出及び救護が特に必要とされる期間（以下「救出等優先期間」という。）に一斉に帰宅することをいう。以下同じ。）による事故及び混乱の発生を防止するため、従業者に対し、施設内における待機の方針について周知し、及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

2 事業者は、行政機関が行う一時滞在施設（救出等優先期間において帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。以下同じ。）及び帰宅支援ステーション（救出等優先期間の経過後に徒歩により帰宅する帰宅困難者に対して飲料水、便所、情報等の提供を行う施設をいう。以下同じ。）の確保に関し必要な協力をするよう努めるものとする。

**【趣旨】**

1 帰宅困難者の身の安全を確保するとともに、要救助者の生存率が比較的高い期間（災害発生後3日間）に、救出・救護活動や緊急物資の輸送等の災害応急対策を優先させるためには、一斉帰宅を抑制することが重要です。この点、県民は、日常生活の相当程度勤務先などにいること、また東日本大震災においても事業者の指示により帰宅した者が多いことから、事業者による帰宅困難者対策は重要です。

そこで、事業者は、本条第1項において、従業者に対し、災害発生時の施設内待機の方針について周知し、家族等との連絡手段の確認を促すよう努めるものとなりました。

2 外出先で被災し帰宅困難者になった場合でも、むやみに帰宅しなくてもすむようにするため、一時滞在施設の確保が必要です。また、帰宅困難者が、救出等優先期間を経過し、安全に帰宅できることを確認した後に、徒歩により円滑に帰宅するためには、帰宅支援ステーションの確保も必要です。

しかし、一時滞在施設は、県や市町村が保有している施設だけでは足りないこと、また、帰宅支援ステーションは、徒歩帰宅者が多く通過する沿道を中心に確保する必要があることから、事業者は、本条第2項において、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの確保に必要な協力をするよう努めるものとなりました。

**【説明】****1 「施設内における待機の方針」**

事業者が、施設内待機の判断基準、施設内の安全性の確認基準、来客者への対応等を内容とする計画を作成することが考えられます。

## 2 「家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認」

東日本大震災では、家族の安否を確認するため帰宅した際に津波の犠牲になったケースもあるなど、災害発生直後の緊急事態では、家族等の安否を確認するための行動が、自らの命を犠牲にしかねない状況にあります。災害用伝言サービスやSNSといった様々な手法を活用して、災害発生直後に家族等の安否を確認できれば、落ち着いて自らの生命・身体を守ることができるようになると考えられます。

## 3 「行政機関が行う」

県や市町村のほか、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同で行うものも含まれます。

## 4 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

## 5 「帰宅支援ステーション」

事業者の施設や一時滞在施設に滞在した帰宅困難者が、救出等優先期間経過後に徒歩により帰宅する場合において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、沿道情報などの提供を行う施設をいい、例えば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が想定されます。

## 6 「確保に関し必要な協力をする」

事業者が、その管理する施設を一時滞在施設として提供することや帰宅支援ステーションとして運営することについて、行政機関から依頼があった場合は協議し、可能であれば事前に協定を締結し指定を受けることをいいます。

(事業の継続等のための措置)

第十六条 事業者は、災害が発生した場合において事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うよう努めるものとする。

**【趣旨】**

東日本大震災では、災害発生時の企業の事業活動の停止により、物資等の供給が途絶・停滞しました。また、貴重な人材・設備を失ったことや復旧が遅れ顧客が離れたことにより、事業の縮小による従業員の解雇や廃業せざるをえなくなった企業も発生しました。

そこで、事業者は、災害発生時に備え、あらかじめその事業活動の継続や早期の再開を行うための取組を行うよう努めるものとなりました。

**【説明】**

**「必要な措置」**

例えば、①事業活動の停止を回避できるよう、生産ラインをシンプルにするといった事業の見直しを行っておくこと、②事業活動への影響の内容や大きさを想定して、一部停止する場合には、できるだけ速く再開させるために必要な対応を考えておくこと、③取引先や同業者等と取り決めをして、事業活動を停止せざるをえない場合の対応を決めておくこと等が考えられます。

また、これらを盛り込んだ、事業継続計画 (Business Continuity Plan: BCP) を策定しておくことも含まれます。

(耐震対策等)

第十七条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、地震が発生した場合における備品等の転倒、散乱等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るため、備品等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

### 【趣旨】

阪神・淡路大震災において約8割を占めた最も大きな死因は、倒壊した建築物や家具などの下敷きとなったことによる圧死や窒息死でした。

また、災害発生時に建築物が倒壊し道路等がふさがれると、円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に支障が発生するおそれがあります。

そこで、事業者は、本条第1項において、従業者、施設利用者等の生命・身体を守るとともに、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断・耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための措置等を行うよう努めるものとするとともに、第2項において、備品等の転倒などから従業者や施設利用者等を守るため、備品の固定等を行うよう努めるものとししました。

### 【説明】

#### 1 「建築物の倒壊等」

建築物が倒れて潰れる状態のほか、建築物の一部が損壊することをいいます。

#### 2 「従業者、施設利用者等」

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

#### 3 「建築物の耐震診断及び耐震改修」

耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前に建築された耐震関係規定に適合しない部分の残る建築物で、違反建築物ではないもの）の所有者に対し、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

本条例では、県民の生命・身体の保護に加えて、被災者の円滑な避難、救出・救護、緊急物資の輸送等に必要な経路の確保を明示するなど、法律よりもより広い視

野での対策を求めるものです。

#### 4 「備品等」

ロッカー、書庫、コピー機、業務用冷蔵庫などの備品のほか、例えば、陳列棚や商品などが考えられます。



(生活関連重要施設の安全性の向上)

第十八条 電気、ガス若しくは水道水を供給する施設又は電気通信を行うための施設（以下「生活関連重要施設」という。）の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとする。

**【趣旨】**

災害発生時に、電気、ガス、水道、電話に関するライフライン施設がいったん被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりでなく、災害応急対策・災害復旧対策を実施する上での大きな障害となります。

そこで、電気・ガス・水道水供給施設や電気通信施設の管理者たる事業者（いわゆるライフライン事業者）は、その施設の地震や地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとなりました。

**【説明】**

**「当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上」**

例えば、施設の耐震化、地盤改良、ライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備などが考えられます。

**(石油コンビナートの防災対策)**

**第十九条** 特定事業者は、石油コンビナートに係る災害の特殊性に鑑み、その事業の用に供する施設について、石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとする。

**【趣旨】**

石油コンビナートは、災害発生時において爆発などの重大な被害を生じさせる原因となる可能性が高く、千葉県は、我が国最大の石油コンビナート地帯を抱えており、石油コンビナートについての防災対策を行うことが特に求められます。

そこで、石油コンビナートの特定事業者は、その施設について、石油コンビナート等災害防止法などの関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとなりました。

**【説明】****1 「特定事業者」**

一定量以上の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所を設置している事業者をいいます（石油コンビナート等災害防止法第2条第9号）。

**2 「石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令」**

石油コンビナート等災害防止法のほか、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法などです。

**3 「更なる防災対策」**

例えば、関係法令で求められている施設の安全基準から、更に上乘せした基準により施設を整備することや、関係法令で求められていない箇所についても安全対策を行うことで、例えば、石油タンクなどが立地していない敷地部分や護岸等において、地盤改良などの液状化対策を行うことなどです。

(生活必需物資の備蓄等)

第二十条 事業者は、災害が発生した場合において、帰宅困難者となった従業者の一斉帰宅の抑制を図るとともに、事業の継続又は早期の再開に資するため、食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄し、及び必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

東日本大震災などの過去の災害から得られた教訓を踏まえると、災害発生時において、帰宅困難者となった従業者の一斉帰宅の抑制を図るとともに、事業所等としてのサービスの継続や早期の再開のためには、従業者を一定期間事業所内に留め置く必要があります。

そこで、事業者は、従業者の食料、飲料水などの生活必需物資の備蓄や点検を行うよう努めるものとなりました。

**【説明】**

**1 「食料、飲料水その他の生活必需物資」**

従業者の食料、飲料水のほか、毛布などが考えられます。

**2 「必要に応じてこれらを点検する」**

災害発生時に備蓄している生活必需物資等が実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。